

# 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会定款

## 第1章 総 則

### （目 的）

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。

（1）第1種社会福祉事業

ア．障害児入所施設の経営

（2）第2種社会福祉事業

ア．在宅の重症心身障害児（者）の療育指導相談事業及び一般児童の福祉増進に関する相談事業

イ．障害福祉サービス事業の経営

ウ．障害児通所支援事業の経営

エ．特定相談支援事業の経営

オ．障害児相談支援事業の経営

### （名 称）

第 2 条 この法人は、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会という。

### （経営の原則）

第 3 条 この法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### （事務所の所在地）

第 4 条 この法人の事務所を東京都世田谷区三宿2丁目30番9号に置く。

## 第2章 役員及び職員

### （役員の数）

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 20名

(2) 監 事 2名

2. 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3. 理事長は、この法人を代表する。

4. 副理事長3名及び常務理事3名を置く。

5. 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち3名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(理事長等の職務)

第 6 条 理事長は、会務を統轄する。

2. 副理事長は、理事長を補佐する。
3. 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を処理する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 理事長、副理事長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第 8 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2. 監事は、評議員会において選任する。
3. 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第 9 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第 10 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2. 理事会は、理事長がこれを招集する。
3. 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
4. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
5. 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
6. 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
7. 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

9. 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第 11 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長が、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事が、理事長、副理事長及び常務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
2. 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第 12 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び厚生労働大臣に報告するものとする。
  3. 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職 員)

- 第 13 条 この法人に、職員若干名を置く。
2. この法人の設置経営及び受託経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
  3. 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 名誉理事長及び顧問

(名誉理事長及び顧問)

- 第 14 条 この法人に、名誉理事長及び顧問を置くことができる。
2. 名誉理事長及び顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

### 第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第 15 条 評議員会は、41名の評議員をもって組織する。
2. 評議員会は、理事長が招集する。
  3. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4. 評議員会に議長を置く。
5. 議長は、その都度評議員の互選で定める。
6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
7. 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
9. 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
10. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第 16 条 評議員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併
  - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
  - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
2. 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第 17 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 18 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2. 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 19 条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることができる。

## 第5章 会 員

(会員)

第 20 条 この法人に会員を置く。

2. 会員は、この法人の目的に賛同し、相互に連携を密にし、相提携して重症心身障害児(者)の福祉の推進をはかるものとする。
3. 会員に関する規程は、別に定める。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第 21 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

- ア. 東京都世田谷区三宿2丁目380番地2、同番地26所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付3階建本部建物  
1棟 (延1,334.08平方メートル)
- イ. 栃木県足利市大沼田字中根615番外所在の重症心身障害児施設あしかがの森足利病院の建物 別紙1のとおり

(2) 土地

- ア. 東京都世田谷区三宿2丁目380番2所在の本部敷地  
1筆 (491.47平方メートル)
- イ. 東京都世田谷区三宿2丁目380番11所在の本部敷地  
1筆 (1.81平方メートル)
- ウ. 東京都世田谷区三宿2丁目380番26所在の本部敷地  
1筆 (44.62平方メートル)
- エ. 東京都世田谷区三宿2丁目383番8所在の本部敷地  
1筆 (6.61平方メートル)
- オ. 栃木県足利市大沼田字中根615番外所在の重症心身障害児施設あしかがの森足利病院の土地 別紙2のとおり

3. 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産は、第30条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 22 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 23 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 24 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 25 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 26 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事業所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 27 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 28 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 29 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 30 条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援事業
- (2) 緊急一時保護事業
- (3) 品川区重症心身障害児レスパイト事業
- (4) 小児慢性疾患及び筋・神経難病疾患の医療事業
- (5) 重症心身障害児等の医療事業
- (6) 在宅重症心身障害児（者）訪問看護事業
- (7) おもちゃライブラリー事業
- (8) 重症心身障害児（者）の療育思想の指導誌及び印刷物の発行その他による普及徹底
- (9) 重症心身障害児（者）に関する調査研究
- (10) 重症心身障害児（者）の問題に関する連絡調整

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 31 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第8章 解散及び合併

(解 散)

第 32 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 33 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 34 条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第 35 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、

- 厚生労働大臣の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

（公告の方法）

- 第 36 条 この法人の公告は、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

（施行細則）

- 第 37 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。



## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なく、この定款にもとづき役員を選任を行うものとする。

### 設立当初の役員名簿

会 長	北 浦	貞 夫
副 会 長	丹 羽	正 治
副 会 長	千 田	康 夫
副 会 長	後 町	容 人
常務理事	北 浦	雅 子
常務理事	河 合	正 男
常務理事	佐 藤	力
理 事	上 原	昇 初
理 事	佐 藤	幸 成
理 事	木 村	幸 子
理 事	宮 地	静 枝
理 事	竹 中	浩 一
理 事	小 林	丈 次
理 事	加 藤	雅 喜
監 事	内 藤	金 太 郎
監 事	須 永	

2. 平成4年3月25日付定款変更認可申請に伴い増員される役員及び評議員の任期は、定款第10条及び第17条の規定にかかわらず、平成6年4月27日までとする。
3. 平成16年5月10日付定款変更許可申請に伴い増員される役員及び評議員の任期は、定款第7条及び第19条の規程にかかわらず、平成18年4月27日までとする。
4. 平成26年7月15日付定款変更許可申請に伴い増員される役員及び評議員の任期は、定款第7条及び第19条の規程にかかわらず、平成28年5月30日までとする。

## 定款変更の経過書

認可	
認可者	厚生大臣 鈴木 善幸
認可番号	厚生省収児第236号
認可年月日	昭和41年4月16日
一部変更認可	
認可者	厚生大臣 斎藤 昇
認可番号	厚生省収児第739号
認可年月日	昭和44年12月10日
認可者	厚生大臣 野呂 恭一
認可番号	厚生省収児第70号
認可年月日	昭和55年2月5日
認可者	厚生大臣 斎藤 十朗
認可番号	厚生省収児第804号
認可年月日	昭和61年11月11日
認可者	厚生大臣 津島 雄二
認可番号	厚生省収児第50号
認可年月日	平成2年3月23日
認可者	厚生大臣臨時代理 国務大臣 中村 正三郎
認可番号	厚生省収児第185号
認可年月日	平成4年5月6日
認可者	厚生大臣 井出 正一
認可番号	厚生省収児第184号
認可年月日	平成7年6月2日
認可者	厚生大臣 津島 雄二
認可番号	厚生省障第408号
認可年月日	平成12年10月19日
認可者	厚生労働大臣 坂口 力
認可番号	厚生労働省発障第0613003号
認可年月日	平成15年6月13日

認 可 者 厚生労働大臣 坂口 力  
認 可 番 号 厚生労働省発障第0730003号  
認 可 年 月 日 平成16年7月30日

認 可 者 厚生労働大臣 川崎 二郎  
認 可 番 号 厚生労働省発障第0816001号  
認 可 年 月 日 平成18年8月16日

認 可 者 厚生労働大臣 舛添 要一  
認 可 番 号 厚生労働省発障第0920004号  
認 可 年 月 日 平成19年9月20日

認 可 者 厚生労働大臣 舛添 要一  
認 可 番 号 厚生労働省発障第0708002号  
認 可 年 月 日 平成20年7月8日

認 可 者 厚生労働大臣 長妻 昭  
認 可 番 号 厚生労働省発障第0208第21号  
認 可 年 月 日 平成22年2月8日

認 可 者 厚生労働大臣 小宮山 洋子  
認 可 番 号 厚生労働省発障第0319第4号  
認 可 年 月 日 平成24年3月19日

認 可 者 厚生労働大臣 三井 辨雄  
認 可 番 号 厚生労働省発障第1112第3号  
認 可 年 月 日 平成24年11月12日

認 可 者 厚生労働大臣 田村 憲久  
認 可 番 号 厚生労働省発障第0924第2号  
認 可 年 月 日 平成25年9月24日

認 可 者 厚生労働大臣 塩崎 恭久  
認 可 番 号 厚生労働省発障第0926第4号  
認 可 年 月 日 平成26年9月26日

(別紙1)

## 《基本財産》

栃木県足利市大沼田町字中根615番外 所在の 重症心身障害児施設あしかがの森 足利病院 の建物

No.	所在地	家屋 番号	面積 (㎡)	用途	構造	符号 種類
1	字中根 615 番地・ 619 番地 3・1933 番 地・1979 番地 2・ 1981 番地 1・1982 番地 4・1991 番地 4・ 1992 番地 3・1993 番地 3、字猿越路 1890 番地・1894 番 地・1896 番地、字坂 本 1920 番地 1、字 表ヶ入 1886 番地・字 鷹巣 611 番地 1	615 番	1,351.93	病 院	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	主たる建物
2		〃	708.40	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 2
3		〃	1,067.14	作業所	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 6
4		〃	217.50	病 院	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 7
5		〃	186.30	作業所	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 8
6		〃	26.49	休憩室	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 9
7		〃	34.05	物 置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 10
8		〃	19.26	〃	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 11
9		〃	20.74	機械室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 12
10		〃	41.40	作業所	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 13
11		〃	10.58	便 所	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 15
12		〃	35.88	物 置	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 16
13		〃	10.54	〃	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 17
14		〃	77.22	作業所	コンクリートブロック造陸屋根平家建	符号 18
15		〃	81.36	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 19
16		〃	25.49	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 20
17		〃	72.75	車 庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 21
18		〃	47.47	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 22
19		〃	18.45	〃	軽量鉄骨造スレート葺平家建	符号 23
20		〃	124.80	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	符号 24
21		〃	6.46	物 置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 25
22	〃	1,448.25	病 院	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	符号 27	
		1,448.25				
		1,018.85				
23	〃	20.09	機械室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	符号 28	
24	〃	1,468.36	病 院	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	符号 29	
		1,426.97				
25	字鷹巣 606 番地	606 番 の 1	197.80	宿 舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	共同住宅
26	字鷹巣 606 番地	606 番 の 2	261.42	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	共同住宅
27	字鷹巣 606 番地	606 番 の 3	296.70	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	共同住宅
28	字表ヶ入 1860 番地	1860 番の 5	291.60	〃	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	共同住宅
	合 計		12,062.50			

(別紙2)

## 《基本財産》

栃木県足利市大沼田町字中根615番外所在の重症心身障害児施設あしかがの森 足利病院 の土地

No.	所在地・地番	面積(m <sup>2</sup> )	用途	(地目)	備考
1	字中根 615番	8,887.62	病院敷	(宅地)	
2	" 619番3	5,301.68	"	( " )	
3	" 1933番1	2,830.09	"	( " )	
4	" 1933番2	2,145.94	"	( " )	
5	字表ヶ入 1860番	4,696.17	"	( " )	
6	字猿越路 1890番	3,639.66	"	( " )	3,751.53m <sup>2</sup> のうち(一部無償貸与(111.87m <sup>2</sup> ))
7	字表ヶ入 1886番1	3,250.30	"	( " )	3,584.12m <sup>2</sup> のうち一部無償貸与(333.82m <sup>2</sup> )
8	字鷹巣 606番1	2,315.06	"	( " )	
9	字表ヶ入 1882番1	65.79	"	( " )	
10	字表ヶ入 1882番2	1,573.77	"	( " )	
11	字鷹巣 611番1	1,553.84	"	( " )	
12	字中根 1979番2	994.26	"	( " )	
13	字大坊山 2266番1	263.04	"	( " )	
14	字中根 1981番1	198.02	"	( " )	
15	字大坊山 2266番2	148.22	"	( " )	
16	字猿越路 1896番1	2,818.48	"	(山林)	3,025.00m <sup>2</sup> のうち一部無償貸与(206.52m <sup>2</sup> )
17	字猿越路 1896番2	7,395.97	"	( " )	7,473.00m <sup>2</sup> のうち一部無償貸与(77.03m <sup>2</sup> )
18	字猿越路 1896番3	2,432.00	"	( " )	
19	字猿越路 1896番4	601.00	"	( " )	
20	字中根 1947番2	870.00	"	( " )	
21	字中根 1947番3	5,957.00	"	( " )	
22	字中根 1947番4	369.00	"	( " )	
23	字中根 1947番5	56.00	"	( " )	
24	字中根 1947番6	517.00	"	( " )	
25	字中根 1947番7	2,062.00	"	( " )	
26	字中根 1947番8	55.00	"	( " )	
27	字中根 1947番9	592.00	"	( " )	
28	" 1934番1	362.00	"	( " )	
29	" 1934番2	7,535.00	"	( " )	
30	" 1934番3	15.00	"	( " )	
31	" 1934番4	1,631.00	"	( " )	
32	字猿越路 1894番1	1,534.32	"	( " )	1,776.00m <sup>2</sup> のうち一部無償貸与(241.68m <sup>2</sup> )
33	字猿越路 1894番2	2,154.00	"	( " )	
34	字猿越路 1894番3	2,053.00	"	( " )	
35	字猿越路 1894番4	1,304.00	"	( " )	
36	字坂本 1920番1	869.00	"	( " )	
37	字坂本 1920番4	2,713.17	"	( " )	2,759.00m <sup>2</sup> のうち一部無償貸与(45.83m <sup>2</sup> )
38	字表ヶ入 1869番2	350.00	"	( " )	
39	字坂本 1920番3	3,480.00	"	(保安林)	
	合計(b)	85,589.40			